

様式第1号（第6条関係）別紙1

南部町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 南部町移住支援金交付要綱第9条の規定に基づき行う南部町移住支援金交付事業に関する報告及び立入調査について、南部町から求められた場合には、それに応じます。また、住民登録等本補助金の事務遂行上必要な事項について、南部町職員が調査することに同意いたします。
 - 2 以下の場合には、南部町移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の交付申請日から3年未満に南部町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に南部町以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額